

贈与税申告のチェックシート

(令和7年分用)

このチェックシートは、贈与税の申告に際しての確認事項と提出（確認）書類をまとめたものです。申告書提出前や確定申告会場へ来場する際の確認用として御利用ください。

住 所		フリガナ	
		氏 名	

次の区分に従い、それぞれの確認事項と提出（必要）書類をチェックしてください。

○ 贈与を受けた場合の確認事項と提出（確認）書類

→

A	B
---	---

○ 贈与を受け、特例を適用する場合の確認事項と提出（確認）書類

→

A	B	C
---	---	---

贈与税の申告書の作成・送信は

「スマホ申告」×「e-Tax提出」がおすすめ！

「確定申告書等作成コーナー」から

スマホで贈与税の申告書の作成・提出ができます！

e-Taxに必要なもの

- マイナンバーカード ※
- マイナンバーカード読取対応の**スマホ**（又はICカードリーダー）
- マイナンバーカードの**パスワード2つ**
 - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード（**数字4桁**）
 - ② 署名用電子証明書のパスワード（**英数字6～16文字**）

※ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。特に、確定申告期は、更新窓口（市区町村）の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。



パスワードを忘れた場合や
ロックされた場合はこちら



有効期限や更新手続等の詳細は、
「デジタル庁公式note」に掲載

e-Taxのメリット



すでに
約**4人中3人**が
e-Taxで
申告しています!!

A 財産の贈与を受けた場合に確認していただきたい一般的な事項

項目	確 認 事 項 (確認欄にチェックしてください)	確認	確 認 し た 書 類 (該当するものを○で囲んでください)
受贈者	☐ 受贈者の氏名	☐	戸籍の謄本、住民票、 免許証、その他()
	☐ 受贈者の生年月日	☐	
	☐ 受贈者の住所	☐	
贈与者	☐ 贈与者の氏名	☐	戸籍の謄本、住民票、 免許証、その他()
	☐ 贈与者の生年月日	☐	
	☐ 贈与者の住所	☐	
	☐ 贈与者の続柄	☐	

B 贈与を受けた財産の種類ごとの確認事項

「確認した書類」欄に記載している書類は、提出する必要はありませんが、贈与財産の評価に当たって作成した評価（計算）明細書は申告書に添付して提出をお願いします。

種類	確 認 事 項 (確認欄にチェックしてください)	確認	確 認 し た 書 類 (該当するものを○で囲んでください)
土地及び土地の上に存する権利 (路線価地域)	☐ 土地の所在地	☐	土地及び土地の上に存する権利の評価明細書、 土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表、 路線価図、登記事項証明書、公図、測量図、 賃貸借契約書、その他()
	☐ 土地の面積 ※マンションの場合、マンション全体の面積及び敷地権割合	☐	
	☐ 土地の利用区分 ※貸し付けている場合の貸付割合	☐	
	☐ 贈与年月日、贈与された土地の持分	☐	
土地及び土地の上に存する権利 (倍率地域)	☐ 土地の所在地	☐	評価倍率表、登記事項証明書、 地図、賃貸借契約書、 固定資産税評価証明書、その他()
	☐ 土地の面積	☐	
	☐ 土地の利用区分 ※貸し付けている場合の貸付割合	☐	
	☐ 土地の固定資産税評価額	☐	
家屋	☐ 贈与年月日、贈与された土地の持分	☐	登記事項証明書、賃貸借契約書、 固定資産税評価証明書、その他()
	☐ 家屋の所在地	☐	
	☐ 家屋の床面積	☐	
	☐ 家屋の利用区分 ※貸し付けている場合の貸付割合	☐	
	☐ 家屋の固定資産税評価額	☐	
現金・預貯金等	☐ 贈与年月日、贈与された家屋の持分	☐	贈与契約書、預貯金の通帳、 その他()
	☐ 現金、預貯金等の金額	☐	
	☐ 預貯金の預入先金融機関などの名称及び支店名	☐	
上場株式	☐ 贈与年月日	☐	上場株式の評価明細書、 贈与契約書、その他()
	☐ 上場株式の銘柄、株数	☐	
	☐ 上場株式の単価 ※次の①～④の価格のうち最も低い価格 ①贈与を受けた日の終値 ②贈与を受けた月の毎日の終値の月平均額 ③贈与を受けた月の前月の毎日の終値の月平均額 ④贈与を受けた月の前々月の毎日の終値の月平均額	☐	
	☐ 上場株式の取引先金融機関などの名称及び支店名	☐	
	☐ 贈与年月日	☐	
取引相場のない株式、出資	☐ 株式の銘柄、株数	☐	取引相場のない株式（出資）の評価明細書、 贈与契約書、その他()
	☐ 取引相場のない株式の単価	☐	
	☐ 贈与年月日	☐	
事業用財産	☐ 類似品の売買価額	☐	見積書、類似品の売買価額が分かる書類、 所得税の青色申告決算書又は収支内訳書、 贈与契約書、その他()
	☐ 所得税の事業所得等の減価償却の未償却残高	☐	
	☐ 贈与年月日	☐	

B 贈与を受けた財産の種類ごとの確認事項

「確認した書類」欄に記載している書類は、提出する必要はありませんが、贈与財産の評価に当たって作成した評価（計算）明細書は申告書に添付して提出をお願いします。

種類	確認事項 (確認欄にチェックしてください)	確認	確認した書類 (該当するものを○で囲んでください)
自動車、家庭用財産	☐ 類似品の売買価額	☐	見積書、類似品の売買価額が分かる書類、 専門家等の意見が分かる書類、 (査定書、鑑定評価書など)
	☐ 専門家等の意見に基づく価額	☐	
	☐ 贈与年月日	☐	贈与契約書、その他（ ）
書画、骨とう品等	☐ 類似品の売買価額	☐	類似品の売買価額が分かる書類、 専門家等の意見が分かる書類、 (査定書、鑑定評価書など)
	☐ 贈与時に鑑定評価等を行っている場合は鑑定評価書	☐	
	☐ 専門家等の意見に基づく価額	☐	贈与契約書、その他（ ）
	☐ 贈与年月日	☐	

C 特例を適用する場合の提出書類

項目 〔適用する項目に チェックしてください〕	提出書類（確認欄にチェックしてください）	確認
直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例 (措法70の2の5)	☐ ① 受贈者の戸籍の謄本又は抄本等で次の内容を証する書類 イ 受贈者の氏名、生年月日 ロ 受贈者が贈与者の直系卑属に該当すること (注) 1 基礎控除及び配偶者控除の規定による控除後の課税価格が300万円以下である場合には、添付は不要です。 2 過去の年分において同じ贈与者からの贈与について、この特例を受けるために上記書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入することにより、添付は不要となります。	☐
相続時精算課税制度 (相21の9)	☐ ① 「相続時精算課税選択届出書」	☐
	☐ ② 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本等で次の内容を証する書類 イ 受贈者の氏名、生年月日 ロ 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること ※ 相続時精算課税選択届出書及び添付書類は、その届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、令和6年分以前の贈与税の申告において相続時精算課税の適用を受けている場合は、再度提出する必要はありません。	☐
配偶者控除の特例 (相21の6)	☐ ① 受贈者の戸籍の謄本又は抄本 ※ 贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたもの	☐
	☐ ② 受贈者の戸籍の附票の写し ※ 贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたもの	☐
	☐ ③ 登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類 ※ 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をすることにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。	☐
	☐ 【提出をお願いしている書類】 ④ 贈与を受けた土地・家屋の固定資産評価証明書（土地を路線価方式により評価する場合には、土地の固定資産評価証明書は必要ありません。） ※ 金銭の贈与を受けた方は、固定資産評価証明書の代わりに売買（工事請負）契約書、領収書等の写しの提出をお願いします。	☐
住宅取得等資金の非課税（新築・取得） (措70の2)	☐ 庁HP参照：「令和7年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート 新築又は取得用」	☐
住宅取得等資金の非課税（増改築等） (措70の2)	☐ 庁HP参照：「令和7年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート 増改築等用」	☐
住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例（新築・取得） (措70の3)	☐ 庁HP参照：「令和7年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート 新築又は取得用」	☐
住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例（増改築等） (措70の3)	☐ 庁HP参照：「令和7年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート 増改築等用」	☐
農地等についての贈与税の納税猶予及び免除 (措70の6)	☐ 庁HP参照：「農地等についての贈与税の納税猶予及び免除のあらまし」	☐
非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除 (措70の7)	☐ 庁HP参照：「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし」	☐

C 特例を適用する場合の提出書類

項 目 〔 適用する項目に チェックしてください 〕	提出書類（確認欄にチェックしてください）	確 認
個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除 （措70の6の8）	☐ 庁HP参照：「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（個人版事業承継税制）のあらまし」	☐
医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除 （措70の7の10）	☐ 庁HP参照：「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除・税額控除の特例等のあらまし」	☐

措：租税特別措置法

国税の納付手続

納付手続は様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

令和7年分の贈与税の納期限は、**令和8年3月16日（月）**です。

申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありません。

国税の納付は、簡単・便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。

贈与税の納付方法について、確定申告期に多いご質問内容については、「確定申告期に多いお問合せ事項Q & A」をご確認ください。

なお、贈与税には振替納税の制度はありません。

納付手続の詳細
はこちら



「確定申告期に多いお問合せ
事項Q & A」はこちら



「路線価図」等の閲覧

「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」で閲覧することができます。

財産評価基準書
はこちら



困ったときはこちら

チャットボット「ふたば」



税務職員ふたば

令和8年2月上旬（予定）から、チャットボットで贈与税に関する相談ができるようになります。お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能（A I）が自動でお答えします。

ご相談はこちら



タックスアンサー

税の質問に対する一般的な回答を自分に合った状況やキーワードなどから調べることができます。

タックスアンサー
はこちら

